

## 「1 DAY STAFF」 会員規約

日本総合住生活株式会社は、当社が運営する「読む団地」ジェイヴェルデ大谷田コミュニティラウンジ BOOKMARK について、条件付きで当施設の一定の利用権を得る 1 DAY STAFF 会員の規約を次のとおり定めます。

### (会員資格)

第1条 本規約は、頭書の会員及び会員になろうとする者に対して適用されます。会員になろうとする者は、本規約に遵守することに同意の上、会員の資格を得るものとします。

### (定義)

第2条 本規約において使用する次の用語の意義は、各号に定めるとおりです。

- 一 当施設 「読む団地」ジェイヴェルデ大谷田コミュニティラウンジ BOOKMARK を指します。
- 二 会員 当社が認めて、「1 DAY STAFF」会員の資格を得た者を指します。
- 三 申込者 会員になることを目的に、当社に対して申込をした者を指します。
- 四 持込企画 参加者を募り、当施設を利用して実施する、セミナー、ワークショップ、料理教室、マルシェ等イベントを指します。
- 五 参加者 持込企画に参加する者を指します。
- 六 当社 日本総合住生活株式会社を指します。
- 七 本規約 「1 DAY STAFF」会員規約を指します。

### (申込の要件)

第3条 申込者は、次の要件を満たしている場合に、申込ができるものとする。

- 一 申込者が、当施設において、過去に複数回、参加者に対して有料か無料かを問わず持込企画を実施していること
- 2 前項に限らず、当社が前項に近い条件を満たしていると認めた場合は、申込ができるものとする

### (入会手続)

第4条 「1 DAY STAFF」会員の入会申込は、申込者が当施設の所定の利用申込方法で行います。

- 2 申込者は、当社の定める方法に従い、当社に対して、氏名、生年月日、住所その他当社が求める事項を記載して申込を行うものとします。
- 3 申込者は、申込の際、本人確認ができる公的身分証明書（自動車運転免許証、マイ

ナンバーカードなど顔写真入りのものを推奨します。)を御提示ください。

- 4 当社は、第1項に規定する申込を受けて、申込者との面談を実施し、申込者が会員となることの適否を決定します。

#### (会費)

第5条 会費は別紙に定めるとおりです。

- 2 会費の支払いは、別紙に記載している予約サイトより行います。

#### (会員の権利)

第6条 会員は、次条に規定する当施設の管理を行うことを条件として、参加者から対価を得て、持込企画を実施するために当施設を無償で利用できるものとします。

- 2 前項に定める当施設の利用は、月当たり、持込企画主催者利用規約第6条第1項に規定する利用料金2,640円分の時間を上限とします。
- 3 会員の第1項の規定による当施設の利用は、別紙に掲げる時間帯において可能です。
- 4 会員の第1項の規定による当施設の利用については、前3項に定めるところによるもの以外は、持込企画主催者利用規約及びBOOKMARK利用規則の定めにより拘束されることとします。

#### (会員の義務)

第7条 会員は、月に1回以上、当施設の管理を実施しなければなりません。

- 2 前項に規定する当施設の管理の内容は、次の各号に掲げるとおりとします。
  - 一 別紙に定める日時のうち、当社と協議し決定した時間帯に当施設への常駐
  - 二 前号に掲げる時間帯における、当施設の営業開始時間における開錠及び当施設の営業終了時間における施錠
  - 三 第1号に掲げる時間帯において、当施設への来場者に対して、当社が別に示すマニュアルに従って当施設の案内
  - 四 第1号に掲げる時間帯において、当施設内の設備・什器の安全管理を行うこと
  - 五 その他、当社が当施設運営上必要な事項として会員に依頼する事項
- 3 会員は、前2項に掲げる管理について、善良な管理者の注意をもって実施するものとします。
- 4 会員は、本条の義務を履行しない場合、前条に掲げる当施設の利用をすることができません。

#### (退会)

第8条 会員は、退会する日から1週間前までに当社に対して通知し、当社所定の手続を経ることによって、いつでも退会することができます。

- 2 前項の退会があった場合、会員は、退会日以降において、第6条に掲げる会員の権利の一切を行使することができません。
- 3 会員が第1項の規定に基づく退会をした場合、会員が既に当社に納入した会費等の精算及び返還は一切行わないこととします。

(会員資格のはく奪)

第9条 当社は、会員に次の各号に掲げる事由が生じたときは、会員への何らの催告なしに当該会員の資格をはく奪し、会員の権利を行使させないことができるものとします。

- 一 第5条に定める会費の支払を3か月以上怠ったとき
  - 二 第7条に掲げる会員の義務の履行を3か月以上怠ったとき
  - 三 当施設の利用に当たって、持込企画主催者利用規約第8条各号に掲げる事項に違背するとき
  - 四 本規約、持込企画主催者利用規約その他当社が定める規則に反したとき
  - 五 その他会員として不適切であると当社が判断したとき
- 2 前項の規定に基づく会員資格のはく奪があった場合、当該会員が当社に対して既に支払った会費等の精算及び返還は一切行わないこととします。

(個人情報の取扱い)

第10条 当社は、「1 DAY STAFF」会員に係る事業を通じて当社が知り得た申込者又は会員の個人情報（以下「個人情報」といいます。）について、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守し、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

- 2 申込者又は会員は、その個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
  - 一 申込者又は会員との連絡、調整を行うため
  - 二 当施設利用上必要な事項を会員に知らせるため
  - 三 当施設利用に係る各種アンケートを実施するため
  - 四 当施設利用に係る会員の属性に応じた新たなサービスの検討のため
- 3 当社が保管する申込者又は会員の個人情報について、共同利用はしません。
- 4 当社では、次の各号に掲げる場合を除き、個人情報を第2項に掲げた目的の範囲を超えて使用しないほか、第三者に開示、提供しません。
  - 一 申込者又は会員本人の同意がある場合
  - 二 法令に基づく場合
  - 三 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者又は会員の同意を得るのが困難である場合
  - 四 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であ

って、申込者又は会員の同意を得るのが困難である場合

五 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5 当社は、会員の情報管理及び当施設の運営に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に申込者又は会員の個人情報を取り扱わせることがあります。

6 申込者又は会員の個人情報の提供は任意ですが、当社はおお客様にご提供いただいた情報の範囲内で、サービスの提供を行います。そのため、当施設の運営に必要な個人情報の提供がない場合には当施設のご利用をお断りする場合があります。

7 当社が保有する個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者への提供の停止の申出及び手続については、当社ホームページに掲載しています。また、個人情報の取扱いに関する苦情・御相談等は、次の窓口で承ります。

**【個人情報相談窓口】**

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町1丁目9番地

日本総合住生活株式会社

C S R 推進部 コンプライアンス推進課

T E L : 03-3294-3381

(本規約の変更)

第11条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更することができます。

一 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

二 本規約の変更が、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 変更後の本規約は、当社が別途定める場合を除き、WEBサイト等に掲示した時点より効力を生じるものとします。

3 本規約の変更の効力が生じた後、会員が当施設を利用した場合には、変更後の本規約に同意したものとみなされます。

(準拠法)

第12条 本規約の準拠法は、全て日本国の法令が適用されます。

(合意管轄)

第13条 会員と当社との間における一切の紛争処理については、東京地方裁判所を第

一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

2024年9月26日 制定・施行

**1 会費について（第5条関連）**

会費は、月額 550 円（税込）とします。

**2 会費の支払いについて（第5条関連）**

下記 URL の指定予約サイトより行ってください

予約サイト（STORES）(<https://coubic.com/bookmark#pageContent>)



**3 会員の権利について（第6条関連）**

会員は、次の時間帯のうち、当社が許可した時間帯において当施設を利用することが可能です。

- 一 月曜・水曜・金曜日の 10 時から 16 時まで（祝日及び当社が別に定める日を除く。）
- 二 火曜・木曜・土曜・日曜日・祝日の 10 時から 18 時まで（当社が別に定める日を除く。）

**4 会員の義務について（第7条関連）**

月に 1 回以上、火曜・木曜・土曜・日曜日・祝日のうち、次に掲げる時間帯に当施設に常駐し、第7条第2項各号に掲げる管理を実施する。なお、次に掲げる時間帯 4 時間の管理を 1 回としてカウントする。

- 一 10 時から 14 時まで（4 時間）
- 二 14 時から 18 時まで（4 時間）

以 上